

北海道告示第10932号

製菓衛生師法（昭和41年法律第115号）第4条第1項の規定により、次のとおり令和5年度（2023年度）製菓衛生師試験を実施する。

令和5年6月21日

北海道知事 鈴木 直道

1 試験の期日

令和5年10月18日（水）午後1時30分から午後3時30分まで

2 試験の場所

（1）函館会場（渡島総合振興局及び檜山振興局管内在住者並びに函館会場で受験を希望する道外在住者）

函館市美原4丁目6番16号 北海道渡島総合振興局

（2）札幌会場（（1）以外の者は、次のうち指定する会場）

札幌市中央区北3条西7丁目 第二水産ビル

札幌市中央区北3条西7丁目 北海道庁別館庁舎

3 試験の科目

（1）衛生法規

（2）公衆衛生学

（3）食品学

（4）食品衛生学

（5）栄養学

（6）製菓理論及び実技 （注）試験はいずれも筆記により行う。

4 受験資格

次のいずれかに該当する者であること。

（1）学校教育法（昭和22年法律第26号）第57条に規定する者であって、都道府県知事の指定する製菓衛生師養成施設において、1年以上、製菓衛生師として必要な知識及び技能を修得した者

（2）学校教育法第57条に規定する者であって、2年以上、菓子製造業に従事した者

（3）製菓衛生師法附則第2項に規定する者

5 受験願書等の提出先及び提出期間

（1）提出先

受験申請者は、次の区分により受験願書等を提出すること。

ア 道内（札幌市、旭川市、小樽市及び函館市を除く。）に住所地がある者については、最寄りの総合振興局（振興局）保健環境部保健行政室、地域保健室及び地域保健支所に提出すること。

イ 札幌市、旭川市、小樽市又は函館市に住所地がある者については、その市の保健所（札幌市においては、各区保健センター保健福祉部健康・子ども課を含む。）に提出すること。

ウ 道外に住所地がある者については、北海道保健福祉部健康安全局食品衛生課

（〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目、電話番号 011-204-5261）に提出すること。

(2) 提出期間

令和5年7月24日(月)から同年8月25日(金)まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前9時から正午まで、及び午後1時から午後5時まで(郵便等により送付する場合は、令和5年8月25日(金)までの通信日付印のあるものに限って受け付ける。)

6 提出書類

(1) 受験願書

(2) 受験資格があることを証明する書類

(3) 写真

1葉(縦4センチメートル×横3センチメートルの大きさのものとし、出願前3か月以内に脱帽して正面から上半身を撮影したもの。また、裏面には、必ず氏名を記載すること。)

7 試験手数料

1万900円に相当する額面を次のいずれかの方法により納付すること。

(1) 北海道収入証紙を受験願書に貼付する方法

(2) 地方自治法第231条の2の2(第2号に係る部分に限る。)の規定により指定納付受託者(同法第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者をいう。)に手数料の納付を委託する方法

8 オンライン申請等

北海道行政手続等における情報通信の技術に関する規則の一部を改正する規則で定める電子情報処理組織を使用した受験願書の提出及び手数料の電子納付を行う場合にあつては、5の(2)の期間内に受験願書を提出することとし、6の(2)及び(3)の書類等は郵送等により、令和5年8月25日(金)(同日までの通信日付印は可。)までに願書提出先の保健所等宛て送付することとする。

9 受験願書用紙の請求先及び問合せ先

受験願書用紙は、5の(1)の提出先窓口及び北海道保健福祉部健康安全局食品衛生課ホームページ(アドレス <https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kse/syokuhin-index.htm>)で配布する。

郵送を希望する者は、その送付先を記した封筒(送料として84円に相当する切手を貼り付けたもの)を添えて申し込むこと。

なお、受験に関する詳細については、5の(1)の提出先窓口にお問い合わせすること。

10 試験科目の一部免除

職業能力開発促進法施行令(昭和44年政令第258号)別表に掲げる検定職種のうち、菓子製造に係る1級又は2級の技能検定に合格した者は、試験科目のうち製菓理論及び実技の免除を受けることができるので、受験願書の所定の欄にその旨を記載するとともに、受験願書提出時に技能検定合格証書を持参すること。ただし、受験願書を郵便等により送付する場合は、合格証書の写しを添付すること。

11 受験票の送付

試験会場等を記載した受験票を受験申請者あて送付する(令和5年9月中旬発送予定)。

なお、令和5年9月29日(金)までに受験票が到着しない場合は、北海道保健福祉部

健康安全局食品衛生課に問い合わせること。

12 合格発表

令和5年11月22日（水）午前9時から

合格者の発表は、北海道保健福祉部健康安全局食品衛生課、道内の保健所等に合格者の受験番号を掲示するとともに、北海道庁のホームページに掲載する。

なお、合格者には合格証書を送付する。